

施設の使用規約

(国分寺市立男女平等推進センター)

- 1 使用日当日は、使用開始前と使用終了後に窓口にお声掛けください。また、使用権利の譲渡、転貸はできません。
- 2 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
- 3 使用後は、移動した机や椅子等を原状回復し、貸出し備品等については所定の場所に返却してください。
- 4 ひかりプラザの敷地内は全て禁煙です。
- 5 定められた場所以外では飲食はできません。
- 6 大きな音の出るものや激しい運動などでの使用はできません。
- 7 他の使用者の迷惑を及ぼすことの無いように使用してください。特にお子様連れの方は、お子様から目を離さないようにしてください。
- 8 男女平等推進センター内での営利を目的とする事業、又は宗教の布教等の宗教的活動に使用するおそれがあるときは、使用を承認できません。
- 9 使用料は、使用日前日までに速やかにお支払いください。なお、お支払いいただいた使用料は、原則お返しできません。
- 10 使用料は以下の場合には免除できます。

国分寺市立男女平等推進センターの管理及び運営に関する条例施行規則第6条第1項

 - (1) 市民の男女平等社会の実現に向けて活動している団体が運営活動のために使用する
とき。
 - (2) 市が主催する事業として使用するとき。
 - (3) 官公署が市民の福祉向上のために使用するとき。
 - (4) 市内の自治会等又は市民の団体が運営活動のために使用するとき。
 - (5) 市内の社会教育関係団体が社会教育活動のために使用するとき。
 - (6) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 11 使用承認後の変更・取消し
 - (1) 使用承認後に使用者の都合により使用日等の変更又は取消しをする場合は、窓口で変更又は取消しの手続きを行ってください。
 - (2) 使用目的や使用条件等に違反したときは、使用承認を取り消す場合があります。
 - (3) 選挙実施に伴う投票会場や帰宅困難者一時滞在施設としての利用等、行政として優先させるべき公の利用が決定したときは、使用承認を取り消す場合があります。
- 12 施設又は付属備品等を損傷した場合は、損傷相当額を賠償していただく場合があります。
- 13 ごみは使用者が責任をもってお持ち帰りください。
- 14 駐車スペースに限りがあるため、なるべく公共交通機関を御利用ください。